



島根県報

平成30年4月10日（火）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第276号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同市古志原六丁目976番12地先まで	前 A	メートル 7.30～ 23.80	メートル 1,235.63	松江県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅
			前 B	17.50～ 53.40	1,251.03	
		C	28.01～ 40.38	127.57		
		後 A	7.30～ 23.80	1,235.63		
			後 B	17.50～ 53.40	1,251.03	
C	28.01～ 40.38	127.57				
〃	375号	邑智郡美郷町湯抱241番11地先から同244番3地先まで	前	19.90～ 71.50	109.80	県央県土整備事務所 減幅 仮設道撤去
			後	19.90～ 62.10	109.80	
県 道	大田桜江線	大田市大代町新屋1675番4地先から同1677番4地先まで	前	6.10～ 21.20	195.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	12.40～ 77.80	160.00	

島根県告示第277号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田479番1地先から同494番3地先まで	メートル 130.00	平成30年 4月10日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	米子広瀬線	安来市伯太町安田1549番1地先から同1513番3地先まで	359.70	平成30年 4月10日		
〃	三瓶山公園線	大田市大田町大田イ2063番1地先から同イ1395番6地先まで	69.30	平成30年 4月10日	県央県土整備 事務所大田事 業所	